12 知的障害児(者)が療育手帳の交付を受けるには

療育手帳とは、知的障害児や知的障害者に一貫した指導・相談を行うとともに、各種 サービスを受けやすくするためのものです。

1 対象者

県児童相談所、仙台市発達相談支援センター(北部アーチル、南部アーチル)又は県 リハビリテーション支援センターにおいて知的障害と判定された方。

2 交付申請手続き

(1)申請窓口

市区(社会)福祉事務所、町村福祉担当課

- (2) 必要な書類等
 - イ 療育手帳交付申請書
 - 口 写真(縦4cm×横3cm)2枚
 - ハ 印鑑(本人自署の場合は不要)
 - ニ 以下のいずれかの書類
 - (イ) 知的障害児・知的障害者本人の個人番号カード
 - (ロ)通知カードと顔写真により確認できる書類1つ (運転免許証、旅券、療育手帳など)
 - (ハ) 通知カードと以下の書類2つ以上

(公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養 手当証書など)

- (3) 判定を行う機関
 - イ 18 才未満の児童 県児童相談所、仙台市発達相談支援センター(アーチル)
 - ロ 18 才以上の方 県リハビリテーション支援センター、仙台市発達相談支援センター(アーチル)
- (4) 交付後必要とする届け出事項
 - イ 本人やその保護者の氏名又は住所が変わった場合
 - ロ 手帳を紛失、破損した場合
- 3 交付後の障害の程度の確認

手帳の交付後、原則として 18 才未満は 2 年ごとに、18 才以上は 5 年ごとに障害の程度を確認するため、県児童相談所及び仙台市発達相談支援センター(アーチル)又は県リハビリテーション支援センターにおいて判定を行います。

4 手帳所持者が受けられる制度

療育手帳は障害の程度により A 又は B に区分され、障害の程度に応じて次のようなサービスを受けられます。

- (1)特別児童扶養手当の受給資格認定
- (2) 重度心身障害者医療費助成
- (3) 国税、地方税の優遇措置
- (4) 心身障害者扶養共済制度への加入
- (5) 公営住宅の優先入居 など

[問い合わせ先]

各市区(社会)福祉事務所又は町村福祉担当課